



平成23年5月19日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
コード番号 7238・東証一部
問合せ先 広報室長 新井 良夫
TEL 03-3668-5183

**(訂正) 「株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」
の一部訂正について**

平成23年5月17日に公表いたしました「株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所

(2ページ)

I 中期新株予約権

2. 新株予約権発行の要領

(5) 新株予約権を行使することができる期間

(3ページ)

II 長期新株予約権

2. 新株予約権発行の要領

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2. 訂正内容

(訂正前)

I 中期新株予約権

2. 新株予約権発行の要領

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より3年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

II 長期新株予約権

2. 新株予約権発行の要領

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

(訂正後)

I 中期新株予約権

2. 新株予約権発行の要領

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日 (同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合はその翌日) より3年間 (同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合は(6)①に定める期間) とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

II 長期新株予約権

2. 新株予約権発行の要領

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年間 (同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役もしくは取締役を兼務しない役付執行役員を退任又は死亡した場合は(6)①に定める期間) とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

以上